参考―１

最上川水系流域委員会規約

第１条（趣　旨）

この規約は、「最上川水系流域委員会」（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第２条（目　的）

この委員会は、最上川水系の河川整備計画変更原案及び計画策定後の各種施策の進捗等に関して意見を交換し、東北地方整備局長及び山形県知事に対し意見を述べるものとする。

また、最上川水系の大臣管理区間の河川整備計画に基づく事業のうち、再評価、事後評価の審議を行い、東北地方整備局長に対し意見を述べるものとする。

第３条（組織等）

委員会は、東北地方整備局長及び山形県知事が設置する。

２　委員会の委員は、最上川流域に関し学識経験を有する者のうちから、東北地方整備局長及び山形県知事が委嘱する。

３　委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は原則として認めない。

４　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

第４条（委員長）

委員会に委員長をおくこととし、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は委員会の運営と進行を総括する。

３　委員長は、副委員長を委員の中から指名する。

４　委員長に事故があった場合には、副委員長がその職務を代行する。

第５条（地区別小委員会）

地域の特性を十分に計画に反映させるため、委員会に地区別小委員会を設置することができる。

２　地区別小委員会の規約については別途定め、委員会の承認を得る。

３　地区別小委員会の結果は委員会に報告する。

第６条（専門小委員会）

最上川水系河川整備計画において、専門的な審議が必要と認められる場合に、委員会に専門小委員会を設置することができる。

２　専門小委員会の規約については別途定め、委員会の承認を得る。

３　専門小委員会の結果は委員会に報告する。

４　委員長は必要に応じ、専門小委員会の委員に対して本委員会への出席を求めることができるものとする。

第７条（運営等）

委員会は、委員長が召集する。

２　委員会での議決は、委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

第８条（公　開）

委員会の公開方法については委員会で定める。

第９条（事務局）

委員会の事務局は、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所及び山形県県土整備部に置く。

第１０条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第１１条（雑　則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則（施行期日）

この規約は、平成１２年　３月　８日より施行する。

平成１６年　３月１０日一部改正

平成１８年　８月２４日一部改正

平成２２年１１月１１日一部改正

最上川水系流域委員会
専門小委員会規約

第１条（趣　旨）

この規約は、「最上川水系流域委員会専門小委員会」（以下「専門小委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第２条（目　的）

この専門小委員会は、 最上川水系河川整備計画における課題・問題点及び対応方針等について審議し、その結果を流域委員会に報告することを目的とする。

第３条（組織等）

専門小委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、東北地方整備局長及び山形県知事が委嘱する。

２　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

第４条（座　長）

専門小委員会に座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

２　座長は専門小委員会の運営と進行を総括する。

第５条（運営等）

専門小委員会は、座長が召集する。

第６条（公　開）

専門小委員会は、公開を原則とし、特段の理由がある場合には座長は当該会議を非公開とすることができる。

２　公開方法の詳細については、専門小委員会が定めるところによる。

第７条（事務局）

専門小委員会の事務局は、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所及び山形県県土整備部に置く。

第８条（雑　則）

この規約に定めるもののほか、専門小委員会の運営に関し必要な事項は、座長が専門小委員会に諮って定める。

附　則（施行期日）

この規約は、平成２２年１１月１１日より施行する。